

協議事項 4

医師の時間外労働規制に係る 特定労務管理対象機関の新規指定について

特定労務管理対象機関の指定をするに当たっては、医療法第115条第5項の規定により、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこととされています。

このたび、3つの医療機関から指定について申請があったことから、**指定の適否について協議をお願いします。**

特定労務管理対象機関の新規指定について 申請のあった医療機関

	医療機関名	所在地	種別
(1)	千葉県総合救急災害医療センター	千葉市美浜区豊砂 6 番 1	B
(2)	千葉市立海浜病院	千葉市美浜区磯辺 3 丁目 3 1 番 1 号	B
(3)	千葉徳洲会病院	船橋市高根台 2 - 1 1 - 1	B C-1

種別 B：特定地域医療提供機関、C-1：技能向上集中研修機関

(1) 千葉県総合救急災害医療センター

指定を受けようとする特定労務管理対象機関の種別	指定事由
特定地域医療提供機関 (B水準)	救急医療

医療機関勤務環境評価センターの評価結果の概要

医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われているが、労働時間短縮が進んでいない。
労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。

指定の理由

当該病院は救命救急センターであり、救急医療を提供するために医師をやむを得ず長時間従事させる必要があり、地域の医療提供体制の構築方針と整合的であると認められるため。

(2) 千葉市立海浜病院

指定を受けようとする特定労務管理対象機関の種別	指定事由
特定地域医療提供機関 (B水準)	救急医療

医療機関勤務環境評価センターの評価結果の概要

医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる。
労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。

指定の理由

当該病院は二次救急医療機関であることから、救急医療を提供するために医師をやむを得ず長時間従事させる必要があり、地域の医療提供体制の構築方針と整合的であると認められるため。

(3) 千葉徳洲会病院

指定を受けようとする特定労務管理対象機関の種別	指定事由
特定地域医療提供機関 (B水準)	救急医療
技能向上集中研修機関 (C-1水準)	臨床研修

医療機関勤務環境評価センターの評価結果の概要

医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる。
労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。

指定の事由	<p>【B水準】</p> <p>当該病院は二次救急医療機関であることから、救急医療を提供するために医師をやむを得ず長時間従事させる必要があり、地域の医療提供体制の構築方針と整合的であると認められるため。</p>
	<p>【C-1水準】</p> <p>当該病院は基幹型臨床研修病院であり、地域医療の維持や各研修目標の達成等の理由から、研修医を長時間従事させることがやむを得ないと認められるため。</p>

(参考) 指定済み医療機関 (R6.9.1時点)

	二次保健 医療圏	医療機関名	指定水準		
			B	連携B	C-1
1	千葉	千葉大学医学部附属病院	○	○	
2		千葉県こども病院	○		
3		千葉市立青葉病院	○		
4		千葉脳神経外科病院	○		
5		みつわ台総合病院	○		○
6	東葛南部	習志野第一病院			○
7		東京女子医科大学附属八千代 医療センター	○	○	
8		船橋市立医療センター	○		
9		セコメディック病院	○		○
10		東京ベイ・浦安市川医療センター	○		○
11		東京歯科大学市川総合病院	○		○
12		順天堂大学医学部附属浦安病院	○		○

	二次保健 医療圏	医療機関名	指定水準		
			B	連携B	C-1
13	東葛北部	松戸市立総合医療センター	○		
14		新東京病院	○		○
15		千葉西総合病院	○		○
16		東京慈恵会医科大学附属柏病院		○	○
17	印旛	成田赤十字病院	○		○
18		東邦大学医療センター佐倉病院	○		
19		日本医科大学千葉北総病院	○	○	○
20		成田富里徳洲会病院	○		○
21	香取海匝	旭中央病院	○		○
22	山武長生夷隅	東千葉メディカルセンター	○		
23	君津	君津中央病院	○		
24	市原	千葉県循環器病センター	○		
25		帝京大学ちば総合医療センター		○	

注 今回申請のあった3医療機関は含まれていません。